

環境うえだ

回覧

令和2年2月16日号

生活環境部

生活環境課 (電話23 - 5120)

廃棄物対策課 (電話22 - 0666)

ごみ収集車の火災発生!



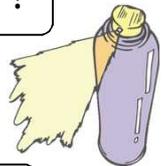
スプレー缶やカセットボンベは「燃やせないごみ」に入れないで!

上田市では、「燃やせないごみ(赤字の指定袋)」として排出されたスプレー缶が原因とみられるごみ収集車の火災が、約1年間に4件も発生しています。安全に収集・処理するため

CHECK

ごみとして出す前に**中身が残っていないか確認**してください!

缶の中にガスが残っていると「シャカシャカ」音がします。



CHECK

燃やせないごみでは出せません!

スプレー缶は自治会資源物回収かウィークエンドリサイクルへ出してください。

「燃やせないごみ収集日」が、令和2年10月から月2回に変更となります!

上田市では、燃やせないごみ(赤字の指定袋)は、週1回収集していますが、令和2年10月からは、月2回(隔週)に変更となります。

南部自治会連合会(9自治会)では、令和2年2月から「モデル地区」として先行実施しており、10月からの全市域実施に向け、課題や効果を確認しています。

収集回数を変更する3つの理由

資源物の混入を防ぐ!

一部の燃やせないごみの中に「びん・缶」などの資源物が混ざっています。収集回数が多いため、燃やせないごみに混入しやすいと考えられます。

「びん・缶」は資源物回収へ出してください。

排出量が少ない!

今年度実施した市民アンケートでは、「燃やせないごみ」を週に1回排出している世帯は1割未満でした。



ごみ処理経費の縮減!

収集回数を減らし、適正な分別を進めることで排出されるごみ量が減ると考えられ、ごみ処理経費の縮減が見込まれます。

(裏面も御覧ください)

ホームタンクからの油漏れにご注意を！！

冬季は暖房器具の使用に伴い、油漏れ事故が多く発生します。灯油が河川などに流出すると、水道水源の汚染や魚類・農作物に被害を及ぼす恐れがあります。また、河川に流出しなくても、火災や土壌・地下水汚染の原因となります。油漏れ事故のほとんどが不注意によるものですので、ホームタンクを持つ家庭では、次のことに十分注意し、事故を防ぎましょう。



- ⚠️ ホームタンクからの灯油の小分け作業中は、絶対にその場を離れないようにしましょう。
- ⚠️ 給油後はバルブがきちんと閉まっているか必ず確認しましょう。
- ⚠️ バルブや配管、タンク本体に腐食や亀裂がないか、また、タンク内の灯油の残量が異常に減っていないか、定期的に確認しましょう。

*万が一、油漏れ事故を起こしてしまった場合は、お近くの消防署、市役所生活環境課又は各地域自治センター市民サービス課へご連絡ください。

そのにおい、「悪臭」かもしれません

「におい」の感じ方は、人それぞれです

最近、市役所に届けられる悪臭苦情の内容を見ると、都市・生活型と呼ばれる悪臭への苦情が増えています。例えば、畑での野焼き、薪ストーブ、維持管理されていない浄化槽、洗濯物の柔軟剤などが「におい」の発生源として挙げられています。

「悪臭」とは、人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称です。一般的に「良いにおい」と思われる「におい」でも、強さ、頻度、時間によっては悪臭として感じられることがあります。自分にとっては良い「におい」でも、周りの人は悪臭と感じているかもしれません。強すぎる「におい」を出すことのないよう、周囲への思いやりを持って生活しましょう。



ポイ捨てをなくし、清潔で美しいまちに！

捨てたごみ、誰が片付けるのでしょうか？

道路や駅前広場、公園、緑地、その他公共の場所への、空き缶、ペットボトル、たばこの吸殻、チューインガムのかみかす、紙くず等のポイ捨ては禁止されています。自分で出したごみは責任を持って片付けましょう。

たばこの吸殻のポイ捨てが、いまだにありません。携帯灰皿等を利用しましょう。

道路への、空き缶やペットボトルなどのポイ捨てが多く見受けられます。資源物として回収所へ出しましょう。

ポイ捨てには、市の条例による指導及び勧告、措置命令があり、違反した場合には罰則があります。



上田市役所(本庁)	生活環境課	23-5120
丸子地域自治センター	市民サービス課	42-1216
真田地域自治センター	市民サービス課	72-0154
武石地域自治センター	市民サービス課	85-2827